

利用申込み状況確認票

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれる保育施設等に情報提供することができます。

1 申込み児童の状況について記入してください。 ※お子さんを安全に保育するにあたって大切な情報です。

		利用を希望する児童		
		(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
お子さんの状況	氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)	
	□なし □あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： 	□なし □あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： 	□なし □あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： 	
	療育センター等 専門機関の受診	□なし □あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診 内容を記載してください。 機関名称： 受診内容： 	□なし □あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診 内容を記載してください。 機関名称： 受診内容： 	□なし □あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診 内容を記載してください。 機関名称： 受診内容：
医療的ケア の要否	□不要 □必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当 てはまるケアにチェックをしてください。 □吸引 □インスリン注射 □経管栄養 □在宅酸素療法 □導尿 □その他 	□不要 □必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当 てはまるケアにチェックをしてください。 □吸引 □インスリン注射 □経管栄養 □在宅酸素療法 □導尿 □その他 	□不要 □必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当 てはまるケアにチェックをしてください。 □吸引 □インスリン注射 □経管栄養 □在宅酸素療法 □導尿 □その他 	

2 育児休業からの復職意思の確認（育児休業からの復職予定で申込みの世帯のみご記入ください）

※利用調整（選考）に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

	父	母
①	<input type="checkbox"/> 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (38ページに記載されている期限までに復職する。) ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	<input type="checkbox"/> 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (38ページに記載されている期限までに復職する。) ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。
②	<input type="checkbox"/> 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場 合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況に かかわらず利用調整における順位を下げるなどを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある 等）は、入所が決定となります。	<input type="checkbox"/> 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場 合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況に かかわらず利用調整における順位を下げるなどを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある 等）は、入所が決定となります。

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

【裏面に続く】

3 保育施設等利用申込みにあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

1	必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、利用者負担額等の情報を提供します。
2	保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。
3	<p>【保育施設等利用申込みに必要な書類について】</p> <ul style="list-style-type: none">・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。・申込みに必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込み状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。・申込み時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、12ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。
4	<p>【申込みの有効期限について】</p> <ul style="list-style-type: none">・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和6年度末（令和7年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退(取下)届 兼 教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に提出してください。・令和6年度に利用が決定とならなかった場合で、令和7年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和7年度保育施設等利用申込みが必要となります。
5	<p>【育児休業から復職予定または就労予定で申込みの方】</p> <ul style="list-style-type: none">・入所が決定した場合、38ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。 <p>（例）4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。 7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。</p>
6	<p>【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】</p> <ul style="list-style-type: none">・保育施設等利用のご案内の8ページ「（6）育児休業から復職予定の方の申込みについて」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。・優先順位を下げて（利用調整点数が0点）の選考となります。・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。・年度途中で利用調整の順位を下げる取り扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。
7	<p>【きょうだい児同時申込みについて】</p> <p>保育施設等利用のご案内の7ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。</p>
8	<p>【入所後に申込み時と状況が変わった場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・就労状況（転職や退職、就労時間の変更等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、12ページ記載の必要書類について、速やかに利用保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。・手続きによっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が取消しとなる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期間満了の1か月前までに必要書類を提出してください。
9	<p>【未申告の方】</p> <p>市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、収入がない場合でも必ず申告してください。</p>
10	<p>【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる給与明細等が必要な方】</p> <p>所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。</p>

利用申込み状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込みを行います。

令和 年 月 日

申請保護者氏名